

郵便切手類等売払代金徴収事務に関する契約書(案)

飯塚市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、郵便切手類等の売払代金徴収事務に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者は、郵便切手類等の売払代金徴収事務を受注者に委託する。

（実施方法）

第 2 条 受注者は、飯塚市会計規則（平成 18 年 3 月 26 日飯塚市規則第 56 号）、この契約並びに発注者の指示に従って誠実に委託事務を実施するものとする。

（業務内容）

第 3 条 発注者は開庁時、総合案内において、来庁者等に市が売払う郵便切手類等の代金の徴収事務を行うものとし、あわせてそれに付随する次の各号の業務も行うものとする。

- (1) 徴収した郵便切手類等売払代金は、毎月最終日に発注者が指定する方法により、指定金融機関に払い込むこと。ただし、管理している売上代金が 1 万円を超える見込みがある場合には、その時点で払い込むものとする。
- (2) 郵便切手類等の徴収事務に関する帳簿書類等を整理し、常に経理を明らかにしておくこと。
- (3) 徴収事務に関し帳簿書類等の提出又は報告を求められた場合は、速やかに提出又は報告すること。
- (4) 当該年度分の業務を終了したときは、徴収事務に関する一切の事務を整理し、総務課に引き継ぎを行うこと。
- (5) 執務時間内において、郵便切手類等を販売できるように準備すること。
- (6) 郵便切手類等やつり銭を入れた手さげ保管金庫を、発注者が指示する場所から業務開始前に取り出し、業務終了後に返却すること。

（つり銭準備金）

第 4 条 郵便切手類等販売用のつり銭準備金は発注者が用意し、受注者に運用させるものとする。

- 2 発注者が用意したつり銭準備金は、受注者の責任において厳正なる管理を行うこと
又いかなる場合も他用途に使用してはならない。
- 3 発注者は、受注者に用意したつり銭準備金の使用状況を不定期に調査できるものとする。
- 4 受注者に不適切な使用が認められたときは、発注者は、用意したつり銭準備金の全額返済を求めることができる。

5 つり銭準備金は、年度ごとに精算し、発注者に返納しなければならない。

(委託期間)

第5条 委託の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協議事項)

第6条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき、疑義を生じた場合は、その都度発注者受注者双方誠意をもって協議し、早期円満解決に努めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 片 峯 誠

受注者 ●●